

# 微小粒子状物質（PM2.5）に対する対応マニュアル

（草津市環境課）

## 1. はじめに

### ■微小粒子状物質（PM2.5）について

微小粒子状物質（PM2.5）は、大気汚染物質の1つで、直径 $2.5\mu\text{m}$ （ $1\mu\text{m}=0.001\text{mm}$ ）以下の小さな粒子であり、様々な成分からなっており、影響も異なると考えられる。

従来より、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準である環境基準を定め対策を進めてきた浮遊粒子状物質（SPM： $10\mu\text{m}$ 以下の粒子）に比べて肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響も懸念されている。

### ■PM2.5の環境基準の設定（環境省）

平成11年度より「微小粒子状物質曝露影響調査」を実施し、調査研究を進め、平成21年2月から中央環境審議会の専門委員会での11回の審議を経て、平成21年9月にPM2.5の環境基準が設定された。

《環境基準》年平均値 $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ日平均値 $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること

### ■今回の暫定基準の設定について

[経過]

このような中で、平成25年1月に中国におけるPM2.5による深刻な大気汚染の発生及び我が国でも一時的にPM2.5濃度の上昇が観測されたこと等により、PM2.5による大気汚染についての国民の関心が高まってきたことを受けて、PM2.5の濃度が上昇した場合における注意喚起の指針化等について環境省において「専門家会合」が設置された。

[暫定基準の設定]

専門家会合において、当面、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい水準である環境基準とは別に、現時点までに得られている疫学知見を考慮して、健康影響が出現する可能性が高くなると予測される濃度水準を、法令等に基づかない注意喚起のための「暫定的な指針となる値」として定めることとし、今後新たな知見やデータの蓄積等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うこととされた。

[暫定基準の運用の見直し]

今回、平成26年11月に再度「専門家会合」が開催され、PM2.5の濃度状況、各自治体における注意喚起の運用状況を踏まえた注意喚起の判断方法の改善策について検討がなされ、見直しが行われた。

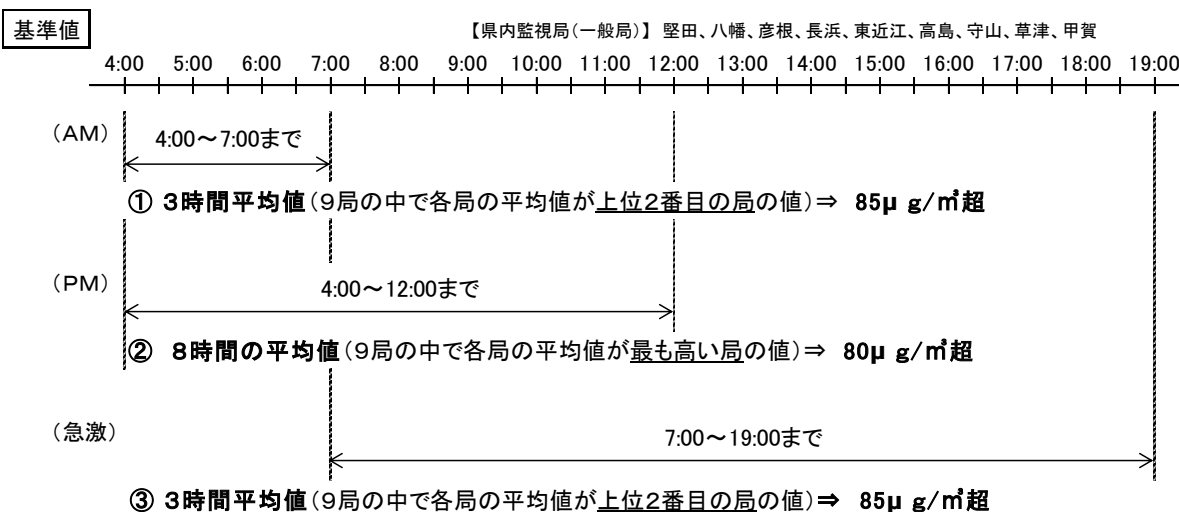
[注意喚起の実施主体]

大気汚染防止法に基づく緊急時の措置のノウハウが活用できることから、都道府県において実施することが基本とされた。

## 2. 滋賀県における注意喚起について

### ① 注意喚起の基準と発令

環境省の見直しを受け、下記のとおり運用が変更されました。



### 発令

しらがメールによる注意喚起については、上記①～③のいずれかの基準値超過が判明後、概ね30分後に行われる。

### ② 注意喚起の連絡体制

市町および関係機関への連絡網及び携帯電話のメール機能等を活用した「しらせの滋賀情報サービス（通称「しらがメール」）」による情報配信による。

### ③ 注意喚起の内容

不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。  
(呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者においては特にお気をつけください。)

## 3. 滋賀県における注意喚起の解除について

注意喚起の基準を超過した全ての一般局において、19時までにPM2.5濃度の1時間値が2時間連続して50 $\mu$ g/m<sup>3</sup>以下に改善した場合は、当該局および近隣局の濃度推移傾向も考慮しつつ注意喚起の解除を判断し公表される。

## 4. その他

PM2.5の最新測定値は、HPのトップページ»[暮らし](#)»[環境・ごみ・リサイクル](#)»[環境](#)»[公害対策](#)»[微小粒子状物質 \(PM2.5\) 情報](#)から入手できる。

# しらしがメールとは…?

「しらせる滋賀情報サービス」、略して「しらしが」。

滋賀県では、防災・防犯等の身の回りの危険に関する情報を、ご希望の方へ電子メールで配信しています。あらかじめユーザ登録していただくことで、お手持ちの携帯電話やパソコンに情報をお届けします。

## しらしがメール配信の内容

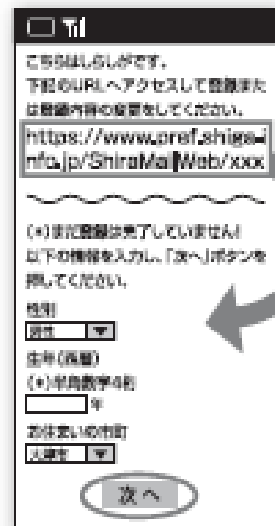
- |  |   |
|--|---|
| <b>① 避難情報</b><br>避難勧告・指示などが発令されたときに配信されます。                             | <b>② 河川水位情報</b><br>河川水位観測点で一定の基準値を超えたときに配信されます。   |
| <b>③ 雨量情報</b><br>雨量観測点で一定の基準値を超えたときに配信されます。                            | <b>④ 土砂災害警戒情報</b><br>土砂災害警戒情報が発表または解除されたときに配信されます。  |
| <b>⑤ けいたくん防犯・交通安全情報</b><br>発生した犯罪や交通事故をはじめとする各種防犯・交通安全情報を配信します。(滋賀県警察) | <b>⑥ 食品衛生情報</b><br>食中毒注意報と食の安全情報を配信します。   |
| <b>⑦ 光化学スモッグ注意報</b><br>光化学スモッグ注意報等が発令されたときに配信します。                      | <b>⑧ お知らせ</b><br>県・国庫、県庫、県発のお知らせ(PM2.5情報等)、不要な情報*、消費者情報、農業情報、観光・観光情報、道路交通情報、観光情報、行政不届届者情報など |
| <b>⑨ 気象情報</b><br>気象警報・警報・注意報が発表または解除されたときに配信されます。気象注意報が発表されたときに配信されます。 | <b>⑩ 地震情報</b><br>県内で地震が起きたときに震度情報などが配信されます。   |

PM2.5は「けいたくん」を登録

### ユーザの登録方法

- 表示記事の二次元コードまたはURLより、サービスの説明・ご利用上の注意・利用規約をご確認の上、登録手続きを行ってください。
- entry@pref.shiga-info.jpにメールを送信してください。
- URLが記載されたメールが届きますので、利用規約に同意後、登録画面で必要事項を選択・記入して登録ボタンを押すと登録が完了します(右図)。
  - ※携帯電話(「連絡先」)を設定している場合、メールが届かない場合があります。
  - その場合、受信するドメイン名(pref.shiga-info.jp)を追加してください。
  - ※一部の種類の携帯電話では、登録画面に接続できない場合があります。その場合、自動返信メールをパソコンや新しい機種等の携帯電話に転送することで、登録画面に向かうことができます。
- 初期設定では、お住まいの市町に関連する情報が設定されます。設定を変更する場合は、「詳細変更」ボタンを押し、引き続き登録内容画面へお返覧ください。

\*不要な情報は、一括削除からの配信となります。詳しくは配信設定のURLをご覧ください。



### 注意事項

- メール配信サービスの登録料は無料です。ただし、送付料は利用者の負担とさせていただきます。
- メールの配信は、ネットへの配信遅延やプロバイダ、携帯電話がメール配信事業者のシステム障害により、配信が遅れたり、配信されない場合があります。
- 本サービスは、メール配信された内容およびメール配信の遅延や不達によって生じたすべての影響について、一切の責任を負いません。
- 本サービスの利用にあたり、登録・変更・解除料は0円が掛かってください。
- 登録されたメールアドレスに対しての配信が滞り続いた場合は、配信停止いたします。
- このサービスの配信は、メールの配信を行うための目的のみに使用します。ただし、メールアドレス以外の情報を統計的な目的として利用する場合があります。
- 本サービスが利用可能な携帯電話は、パソコン等のブラウザソフトはしらしがメールのホームページ <http://www.pref.shiga-info.jp/>にてご利用上の注意(1)をご覧ください。

## びわ湖放送のデータ放送で防災・安心・安全情報を配信中!

びわ湖放送のデータ放送では、しらしがメールと同様の避難情報、河川水位情報、防災情報等の情報をリアルタイムで配信しています。テレビリモコンのdボタンを押し、「防災・安心・安全情報」を選択するだけでご覧いただけます。詳しくはびわ湖放送ホームページ (<http://www.bbc-tv.co.jp/digital/bbc-data/>)をご覧ください。



# PM2.5

(微小粒子状物質)

# 注意喚起発令中

# 草津市

屋外での長時間の激しい運動や外出をできるだけ減らしてください。また、呼吸器系や循環器系疾患のある者、小児、高齢者等の高感受性者は特にお気をつけください。